

「福祉・保育の職場見学・体験」事業実施要項

1 目的

福祉・保育の仕事に関心を有する者を対象とし、職場を見学・体験する機会を提供することで、実際の職場の雰囲気やサービス内容、業務の実情への理解を促し、就職への動機付けとすることを目的とする。

2 対象者

島根県内の福祉施設等に就職を希望している者、または、福祉の仕事に興味・関心のある者。

3 見学・体験先

島根県内に所在し、島根県福祉人材センターに事業所登録のある社会福祉施設等（申込者の希望に応じて個別に調整する。）

4 内容

「見学」および「体験」の日数、内容は概ね下記のとおりとし、受入施設との調整により詳細を決定する。なお、原則として同一施設の複数回の見学・体験は、不可とする。

(1) 見学

日数：随時

内容：施設見学、説明等

(2) 体験

日数：1日～5日間

内容：介助、作業補助、交流等

5 費用

無料（ただし、交通費、昼食代等の実費は原則参加者の負担とする。）

6 申込み手続き等

(1) 見学

①職場見学を希望する者は、参加申込書（別紙様式1）、電話または島根県福祉人材センター（以下「人材センター」という。）Webサイト申込フォームにより、人材センターに申込み。

②人材センターは申込受理後、申込者が見学を希望する施設と調整のうえ、見学受入れの可否等を決定し、その旨を申込者に連絡する。

③見学受入日の調整については、見学受入施設が見学希望者と直接調整することもできる。その場合、見学受入施設は、決定した受入れ日等について、人材センターに連絡することとする。

(2) 体験

①職場体験を希望する者は、参加申込書（別紙様式1）または人材センターWebサイト申込フォームにより、人材センターに申込み。

②人材センターは申込受理後、申込者が体験を希望する施設と調整のうえ、体験の受入が可能な場合、体験先施設の長へ依頼（別紙様式2）するとともに、体験申込者へ通知（別紙様式3）する。

③職場体験を希望する者は、職場体験等に係る事故等に対応したボランティア行事用保険に加入することとし、加入手続き・費用負担は人材センターが行うものとする。

④職場体験をした者は、終了後、人材センターへアンケート（別紙）を提出する。また、体験を受入れた施設の長は、終了後、人材センターへアンケート（別紙）を提出する。

附 則

この要項は、平成28年9月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年11月24日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年1月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。